



写真 2-22 郷土館裏庭のようす 郷土館の裏にあるぬれ縁とこのころつくられた温室が見える(昭和15年ごろ)

37 明和のききんと京極藩の救済

(1) 明和の天災の概要

明和七(一七七〇)年と、同八、九年の三年間が最もはなはだしかった。

明和三(一七六〇)年。正月 大雪一尺五寸、これより三月

下旬まで雨が降り続く。

。五月から八月まで干ばつ

。一二月に大風が吹く。

を要求する人々が後を絶たなかった。丸龜藩ではこれをすべて点検することもできず、これらの人々に一般規定を設けて餓死しそうなもののみを救済することにした。

(2) 一般規定の内容

一、当村并此以後夫食相願候者共都而百姓間人共門戸に夫食願人百姓誰間人誰と札を張り可申最少に而も高持候者共何石何斗と申義肩書に以たし右何れも少々字太に往来より見能様に札を張り置可申旨可申付候将又別にも申達通り夫食相願候者共は其年中但し年内より相願候者者翌年中左之通

一、蕪にて髪を結候事

一、宮寺へ参詣見物等之場へ出申間敷候事

一、はだしに而可致歩行事

一、働調候男自他とも致口候願被候而口過致候者之分被下置候飢扶持を返上仕候は、村々役人ども吟味之上承届を於無相違は蕪に而髪を結候義又ははだし等差免為働可申事

一、働調候男は相応に扶持被下差向候郷普請に可指仕事

明和四(一七六七)年。春より雨が降らない。

明和五(一七六八)年。四月上旬から五月下旬まで雨が降り続き、そのあと七月下旬まで干ばつが続く。

。九月に入ると大風と洪水がある。

明和六(一七六九)年。作物が不作

。四月の末より八月二〇日まで大干ばつとなり、稲作の大半は枯死し、収穫は皆無の状態となる。

明和七(一七七〇)年。人々の生活は最も苦しくなる。

。四月一日から六月二十五日まで雨が降らず、六月になっても領内で田植えが終わったものはわずかに四割ばかりにすぎなかった。

明和九(一七七二)年。春から八月二〇日まで雨が降り続き、

大風、洪水となり、領内で民家が崩壊したもの、一万九〇〇〇余り、船舶が難破したもの一四〇隻余りにおよびんだ。

また、大小無数の池の堤防が決壊し惨状をきわめた。

このように、干ばつ、水害が交互に起こり、七年間にわたって農作物の収穫はほとんどなかった。そのため飢餓の音が四方に起こり援助

(3) 五郷村における夫食願人

年号	夫食願家数	夫食願人総数	男	十四以下の男	女
明和三年	三七	一三〇	一一三	二六	八一
同四年	五二	一六〇	一一三	四〇	九八
同五年	四七	一四一	一一三	三四	八四
同六年	五八	一八四	三八	三九	一〇七
同七年	二六	四〇六	六六	九三	二四七
同八年	八六	二五八	一一三	三三	二〇三
同九年	四八	一四八	一一三	三三	八三

(夫食願出覧)

38 安永四年の儉約令

安永四(一七七五)年、京極高中は、天災時に備え一〇年計画で儉約を励行するように藩内に命令した。次は、「井関村覚書」による定書である。

一、夏成御年貢正麦御定めめの通六月中御蔵入可仕候并銀納益前後皆納可仕事

一、秋成御年貢正米歩当り八月より十月に相納め可申候最収納日推立延引仕間敷事

一、餅米夫米定米以上に割付銘々割当り無滞相納め可申事

一、御年貢銀納之儀割付日限之通無滞相納可申候万一日限延引仕候はば其人組合頭之者村役所御吟味被仰付組合頭より急度取立上納